

令和 2 年度

定期・行政監査結果報告書

小学校・中学校

所沢市監査委員



所 監 第 56 号

令和2年12月28日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所 沢 市 議 会 議 長 末 吉 美 帆 子 様

所 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 大 岩 幹 夫 様

所 沢 市 監 査 委 員 渡 邊 豪

同 能 登 則 之

同 青 木 利 幸

同 大 石 健 一

定期・行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

定期・行政監査（学校監査）

第2 監査の対象

小学校（荒幡・伸栄・美原・安松・東所沢・中富・北野・若狭）

中学校（所沢・中央・富岡・狭山ヶ丘）

第3 監査の目的

定期・行政監査の一環として、学校における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が法令に適合しているか、また、施設及び物品等が適正に管理されているかを監査する。

第4 監査の主な着眼点

- 1 補助金の交付に関する手続及び請求書、領収書等の証拠書類の保管は適正に行われているか。
- 2 学校施設の維持管理、目的外使用許可等は適正に行われているか。
- 3 備品、劇物及び刃物等の管理は適正に行われているか。
- 4 施設の安全対策、危機管理体制等は適正に行われているか。

第5 監査の実施内容

1 監査の期間

令和2年10月5日から令和2年12月28日まで

2 監査の範囲

- (1) 令和元年度及び令和2年4月1日から実査日当日までの学習材料費の父母負担軽減補助金、芸術鑑賞会補助金の財務に関する事務及びその他の事務事業の執行状況
- (2) 施設及び物品の管理状況

3 監査の手続

小学校は、学習材料費の父母負担軽減補助金及び芸術鑑賞会補助金、中学校は、学習材料費の父母負担軽減補助金について、それぞれの財務事務の執行に係る関係帳簿、証拠書類などを調査した。

また、施設及び物品の管理状況について令和2年11月9日、11日に実査による検証確認を実施した。

第6 監査の結果

財務に関する事務及び施設・物品の管理状況は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今回の監査の結果を踏まえ、児童・生徒の健全な育成と安全・安心な学校の管理運営に、より一層努力されるよう望むものである。

なお、注意事項については、速やかに対応のうえ、所定の様式で処理経過及び結果を報告されたい。

1 注意事項

(1) 芸術鑑賞会補助金について

令和元年度芸術鑑賞会補助金の領収書を紛失しているが、経理に関する帳票等については適正に管理されたい。

[伸栄小学校]

(2) プール管理日誌について

令和元年度プール管理日誌については、管理者の確認がされていない（押印欄に押印がない）ため、適正に処理されたい。

[伸栄小学校]

(3) 安全（施設）点検簿について

安全（施設）点検簿については、管理者の確認がされていない（確認欄がない）ため、適正に処理されたい。

〔中央中学校〕

2 要望事項

(1) 使用していない飼育小屋について

使用していない飼育小屋については、中にある廃棄物を処分するとともに取り壊し等を検討されたい。

〔美原小学校〕

(2) 農機具等の管理について

倉庫内の農機具等については、学校の安全確保のため、実数を把握し、使用後には確認を行うなど適正に管理されたい。

〔荒幡小学校・北野小学校・若狭小学校・狭山ヶ丘中学校〕

第7 未措置事項等

平成29年度の定期・行政監査結果報告書による指摘事項のうち、是正が完了していない以下の事項については速やかに対応されたい。

1 指摘事項

(1) 校庭内に置かれているコンテナについて

学校施設は教育を目的とした行政財産であり、その運用にあたっては、地方自治法により、行政目的の効果達成のため譲渡や貸付け等の私法上の運用が原則として禁止されるなど、

様々な制約が設けられている。ただし、行政財産の用途、目的を妨げない限度において使用を許可することができる」と規定され、同様の規定は、学校教育法においても、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させることができる、と定められているところである。

学校施設については、学校教育の主旨・目的に従って、教育を受ける児童・生徒のために十分な活用を行うことが求められており、このような意味において他の用途への使用が原則として、法的に排除されているものと考えられる。

安松小学校に設置されているコンテナは、地元町内会が所有し、設置したものであり、その中には、地域の行事（盆踊り大会）に使用する櫓、テーブル等が保管されていた。また、美原小学校に設置されているコンテナは、地元のスポーツ団体が所有し、設置したものであり、スポーツ用具等が保管されていた。両コンテナともに、学校施設を本来の目的のために使用する場合、直ちに原状回復が可能であるとは言いがたい態様で設置されており、公共施設である校庭を民間施設が占有することはできないものと考えられることから、適正な措置を講じられたい。

※美原小学校については措置済

[安松小学校]

(2) 学校施設の目的外使用許可について

学校施設の目的外使用許可は、学校施設をスポーツ活動に使用するか、社会教育を目的とした行事等に使用するなど、公共上、公益上必要と認められるときに許可されるものであり、それらの活動に必要な道具、設備等を学校が恒常的に保管することを意味するものではない。ただし、それらの活動の円

滑な推進に配慮して、申請により、一時的な使用を認めているものである。

学校施設を目的外で使用する場合は、管理者は、行政財産である学校施設がもともと何を目的とした施設であるのかということや、目的外で使用するその目的、態様等について、慎重に検討して判断する必要がある、その都度、異なる判断によって管理運営がなされてはならないものと考えられる。

このようなことから、学校施設の目的外使用許可に際しては、許可要件、不許可事由を明確にした規準を定めるなど、適切な対応を図られたい。

〔教育委員会〕